

## 昭和町通学路安全推進会議 規約

第1条 本会議は、昭和町通学路安全推進会議と称する。

第2条 本会議は、教育委員会、道路管理者、警察の連携の中で、子ども達の通学路の交通上及び防犯上の安全を確保することを目的とする。

第3条 本会議は、前項の目的を達成するために以下の事業を行う。

- 1 昭和町通学路交通安全プログラムを作成、実行する。
- 2 児童生徒への交通安全及び防犯に関する指導・教育を行う。
- 3 教育委員会、道路管理者、警察のほか関係機関と密接に連携する。
- 4 各小中学校の合同点検をもとに推進会議を開催する。
- 5 通学路の対策必要箇所に関して各諸機関への対策改善の依頼を行う。

第4条 本会議は下記の構成員をもって組織する。

- 1 昭和町教育委員会教育長
- 2 昭和町教育委員会学校教育課
- 3 南甲府警察署交通課
- 4 南甲府警察署生活安全課
- 5 国土交通省甲府河川国道事務所
- 6 山梨県中北建設事務所
- 7 小中学校校長及び教頭
- 8 各小中学校PTA代表
- 9 昭和町建設課
- 10 昭和町企画財政課
- 11 前各号に掲げるもののほか、構成員として会長が適当と認める者

第5条 本会議に次の役員をおく。

- 1 会長1名（教育長）
- 2 副会長2名（道路管理者1名・警察1名）

第6条 本会議の副会長は関係機関の構成員の互選により選出する。

第7条 本会議の役員の任期は2年とする。

第8条 会長が本会議を招集し、議長となる。

第9条 本会議の開催は年1回とし、必要に応じて臨時に開催できる。

第10条 本会議の規約の改正は役員全体の議決を経なければならない。

第11条 本会議は昭和町教育委員会に事務局をおく。

附則 本規則は平成26年8月27日より施行する。

附則 本規則は平成30年11月19日より施行する。